

味島線支那人 坐 園 橋 一 浪

昭和九年十月二十一日

諸君を以て謀合の旨を御座り候

に付て、既業員以外且、長元新買の端のなるもの、高麗車の

二、既業員以外の日付のなるもの、了察事又は一浪土の聯合

以下回答の要あり

一、聯合監辦の各業員の意思取調の旨を以て承るものなる

書

書を以て長業金部御座り候「報次」式。

前更支那人の受給案を承認するものなるもの、ケ夫の費

士、報次給料

支那人 協同會 福岡出張所

支那人 協同會 福岡出張所



告第二九四號

東洋セメント株式會社工場建築工事労働争議

發生 昭和九年十月七日

解決 同 十月八日

9.12.13  
6002